

## 特定最低賃金申出状況一覧表

令和5年8月28日現在

島根地方最低賃金審議会事務局（島根労働局）

産業別最低賃金 件名	①労働協約の適用を受ける労働者又は合意労働者数	②左の労働者を使用する使用者数	平成28年経済センサス一活動調査による労使数		比率 ①÷③ (%)	労働協約で定める最低賃金のうち最も低い額	備考
			③労働者数	④使用者数			
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	2,333	10	2,643	13	88.2		公正競争ケース (機関決定10)
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,328	10	2,854	124	46.5		公正競争ケース (機関決定10)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	6,868	6	6,997	62	98.1	1時間 998円	公正競争ケース (協約3、労使協定2、機関決定1)
自動車・同附属品製造業	1,360	8	1,973	28	68.9	1時間 970円	公正競争ケース (協約5、機関決定3)
百貨店、総合スーパー	1,124	1	2,480	20	45.3	1時間 905円	公正競争ケース (協約1)
自動車（新車）小売業	1,154	8	2,090	204	55.2	1時間 960円	労働協約ケース (協約5)

(注) 特定最低賃金申出状況一覧表における適用労働者数③及び適用使用者数④については、令和5年3月の島根地方最低賃金審議会の資料の数値。